

## 吉見町電子入札に係る指名競争入札執行要領

(令和2年8月18日 町長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により、町が発注する建設工事、業務委託及び物品の購入並びに借入れ(以下「建設工事等」という)の契約に係る指名競争入札を執行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第2条 町長は、建設工事等の入札参加者を指名するときは、吉見町競争入札等業者選定委員会に指名業者の選定を諮るものとする。

(指名及び入札の通知)

第3条 町長は、前条に規定する指名業者の選定についての報告を受けたときは、直ちに指名業者を決定し、当該指名業者に対し、電子入札システムによる指名通知書及び電子入札に係る指名通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(設計図書等)

第4条 設計図面、仕様書、特記仕様書及びその他入札金額の見積に必要な図書(以下「設計図書等」という。)は、電子入札システムにより掲載するものとする。ただし、電子入札システムによる掲載が困難な設計図書等は、貸与又は配布(有償頒布含む。)することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、指名及び入札の通知において明示するものとする。

2 入札参加者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより全ての入札参加者に周知するものとする。

(現場説明)

第5条 現場説明会は原則として開催しないものとする。

(入札保証金)

第6条 入札保証金の納付及び減免については、吉見町契約規則(昭和41年吉見村規則第4号。以下「契約規則」という。)第4条及び第6条の規定に基づくものとする。

2 入札保証金は、入札後、請求に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充てるものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定に基づき還付しないものとする。

(入札金額見積内訳書)

第7条 次に掲げる案件については、入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(1) すべての工事

(入札の執行)

第8条 入札は、あらかじめ通知した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。

2 入札参加者は、町長がやむを得ない事情があると認める場合に限り、電子入札システムによる手続に代えて、紙による入札書及び入札金額見積内訳書を持参提出することにより入札に参加することができる。

3 前項の規定により入札に参加を希望する者は、紙入札方式参加申請書を町長に持参提出しなければならない。

(再度入札)

第9条 初度入札において落札者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者、最低制限価格を設けた場合にあっては当該最低制限価格から消費税及び地方消費税を除いた価格未満の入札をした者、又は辞退をした者は再度入札に参加することができないものとする。

3 再度入札は1回までとする。

4 再度入札は、初度入札の翌日に実施するものとする。ただし、初度入札が終了してから、おおむね3時間以上経過した場合は、初度入札の当日に実施できるものとする。

(不落時の取扱い)

第10条 再度入札によっても落札者がいないとき又は入札が取り止めになったときは、日時を改めて、入札に付するものとする。ただし、特別の理由により改めて入札に付することができないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることができるものとする。

2 前項による随意契約は、不落となった入札において最低の価格をもって申し込みをした者(無効の入札をした者、最低制限価格を設けた場合にあっては当該最低制限価格から消費税及び地方消費税を除いた価格未満の入札をした者又は辞退をした者を除く)にその旨を告知して行うものとし、その者が随意契約を希望する場合は、見積書を提出させ、その結果、見積額が予定価格の範囲内で適当と認められたときは、これをもって随意契約の相手方とすることができるものとする。

3 随意契約に関する見積書の提出は2回までとする。

(入札の辞退)

第11条 入札の辞退は、吉見町電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。

2 前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わないものとする。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

- (6) 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - (7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - (8) 紙入札による場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
    - イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - エ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (落札者の決定)

第13条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格を設けた場合にあっては当該最低制限価格から消費税及び地方消費税を除いた価格以上の入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 町長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムによる落札決定通知書により落札者に通知するものとする。ただし、紙による入札参加者が落札者となった場合は、ファクシミリ等により通知するものとする。

3 町長は、第2項の規定による通知をした後、速やかに「契約締結について（通知）」（様式第2号）を電子入札システムにより、当該落札者に通知するものとする。ただし、紙による入札参加者が落札者となった場合は、ファクシミリ等により通知するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第14条 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(契約保証金)

第15条 契約保証金の納付、減免及び還付については、契約規則第15条及び第16条の規定に基づくものとする。

2 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(契約の確定)

第16条 契約は、町長と契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(その他)

第17条 この要領に特別の定めがない事項は、吉見町電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（この様式は例示であるので、業務に応じて適宜内容を変更すること）

吉発第 号  
年 月 日

様

吉見町長

### 電子入札に係る指名通知書

下記のとおり指名競争入札を電子入札により執行するにあたり、貴社を指名することに決定したので、希望があれば吉見町契約規則及び吉見町電子入札に係る指名競争入札執行要領並びに吉見町建設工事請負契約約款等に従い、設計図書、工事現場等を熟知の上、入札してください。

#### 記

#### 1 入札対象工事

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所

#### 2 入札書受付期間等

- (1) 日 時 年 月 日 ( ) 時 分から  
年 月 日 ( ) 時 分まで
- (2) 入札保証金 免除 ・ 見積額の100分の5以上
- (3) 最低制限価格 あり（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札には参加できません。）  
なし
- (4) 注 意 事 項

吉見町電子入札運用基準及び吉見町電子入札に係る指名競争入札執行要領等に定めた事項を遵守すること。

(5) 設計図書等の閲覧期間

年 月 日 ( ) 時 分から  
年 月 日 ( ) 時 分まで

(6) 質問受付期間

年 月 日 ( ) 時 分まで  
(電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

(7) 質問回答日

年 月 日 ( ) 時 分までに回答

(8) 開札日時

年 月 日 ( ) 時 分

3 契約の特定条件

- (1) 契約保証金 免除 ・ 契約額の100分の10以上
- (2) 前金払 あり (その額は、契約金額の40%以内とし、10万円未満の端数は切り捨てる。また、保証証書の提出を必要とする。)
- なし
- (3) 部分払 あり ・ なし
- (4) 工事期間 契約の確定の日から 年 月 日まで
- (5) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年吉見村条例第4号)の定めるところにより、町議会の議決に付さなければならぬ契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、町議会の議決後に本契約を締結する。

4 その他

- (1) 入札を希望しない場合には参加しないことができる。
- (2) 第1回目の入札に際し、入札金額に対応した「入札金額見積内訳書」を電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。なお、「入札金額見積内訳書」は吉見町で定める様式で提出するものとする。
- (3) 本工事は現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とする。
- (4) 電子入札を共同システムにおいてインターネット側から提出されるファイルの拡張子による制限について、提出ファイルの拡張子は、できる限り「.docx」(Microsoft Word)、「.xlsx」(同 Excel)又は「.pptx」(同 PowerPoint)とすること。

様式第2号（第13条関係）

（この様式は例示であるので、業務に応じて適宜内容を変更すること）

吉発第 号  
年 月 日

様

吉見町長

契約締結について（通知）

年 月 日吉見町役場において、指名競争入札を行いました下記の工  
事について、貴社を請負者と決定しました。

については、別添の契約書に記入押印の上、1通を7日以内に提出して下さい。

記

工事名 \_\_\_\_\_ 工事

工事場所 吉見町 \_\_\_\_\_ 地内

工事番号 \_\_\_\_\_